

## 福山市就職支援サイト「就活ふくやま」バナー広告掲載募集要項

### 1 広告媒体の概要

福山市就職支援サイト「就活ふくやま」(以下「就活ふくやま」という。)のトップページ。

URL:<http://shukatsu-fukuyama.jp>

#### (1) 広告掲載位置と募集枠数

トップページの下部(サイトマップ/利用規約/リンク集/問い合わせの上部)とし、10枠(横5×縦2)とする(モバイルの場合は横2×縦5)。

#### (2) 「就活ふくやま」のトップページアクセス数

2019年度(2019年4月～2020年3月)の1か月平均で約1,100件(ページビュー)。あくまでも平均的な数値で、毎月この数を保証するものではない。なお、「就活ふくやま」全体のページビュー数は1か月平均(上記同期間)で約9,200件(ページビュー)。

### 2 応募資格

広告を掲載できる事業者(以下「掲載事業者」という。)は、次の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。
- (3) 福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人(非常勤を含む。)が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) この募集の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外若しくは指名留保の措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市に本社を有すること。
- (7) 「就活ふくやま」企業情報登録事業者であること。

### 3 広告掲載料金等及び掲載期間

#### (1) 広告掲載料金等

1枠あたり5,500円(消費税及び地方消費税含む)(月額1,100円×5か月間)とし、1社あたり1枠までとする。

#### (2) 掲載期間

2020年(令和2年)11月1日から2021年(令和3年)3月31日までとする。

### 4 広告の規格等

#### (1) 広告の規格

- ア 大きさは縦58ピクセル、横228ピクセルとする
- イ 形式はGIFまたはJPEG形式とする
- ウ データ容量は200KB以下とする

## (2) 掲載位置

広告掲載位置は指定できない。

## (3) 表記, 構造の禁止

- ア 動画, アニメーション, 静止画像の切り替え(反転表示)等
- イ 福山市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- ウ 広告主, 商品, サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの, または確認・判別が困難なもの
- エ 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- オ アラートマーク
- カ ラジオボタン
- キ テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- ク プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- ケ その他福山市広告掲載基準に反するものなど「就活ふくやま」に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

## (4) 色調及び解像度について

- ア 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり, また, 背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして, 文字を読みやすくするよう配慮しなければならない
- イ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い, 鮮明に見えるようにしなければならない

## (5) その他注意事項

- ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること
- イ 「就活ふくやま」の閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと
- ウ 「就活ふくやま」の閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

## (6) バナー広告のリンク先

リンク先として指定できる URL は, 広告掲載事業者の「就活ふくやま」事業者情報ページ並びに自社ウェブサイトトップページ及び採用情報ページのいずれかに限るものとする。リンク先についても福山市広告事業実施要綱並びに福山市広告掲載基準及び本要項(以下「福山市広告事業実施要綱等」という。)を遵守すること。

## 5 申込方法

2020年9月30日17時(必着)までに, 次に掲げる書類等を福山市産業振興課に提出するものとする。  
なお, 申込受付は先着順とする。

- (1) 申請書(様式1)
- (2) リンク先ページについて(様式2)
- (3) バナー広告のデータ
- (4) 福山市税完納証明書の写し
- (5) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
- (6) 誓約書(様式3)

## 6 広告掲載の決定

広告掲載については、福山市広告事業実施要綱等に基づき、広告原稿の審査を行い、広告掲載事業者を決定する。

## 7 広告料の納付

広告掲載料は、福山市が交付する納付書により指定された期日までに、一括して納付することとする。

なお、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付する。

## 8 注意事項

次の場合は広告の掲載を中止することがある。

- ・広告掲載事業者が、広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。
- ・広告掲載後に福山市広告事業実施要綱等に反することが明らかになったとき。
- ・その他、市長が必要と認めたとき。

## 9 バナー広告掲載の流れ

- (1) 申込締切 2020年9月30日17時(必着)
- (2) 審査(バナー広告やリンク先等)
- (3) 契約書の締結 2020年10月末日(予定)
- (4) バナー広告の掲載 2020年11月1日
- (5) 広告料の支払い締切 2020年11月30日

※掲載後にバナー広告やリンク先に変更がある場合、都度変更申請が必要です。

- (6) バナー広告の掲載終了 2021年3月31日